

～カフェ空間の提供を通じて越前町地域交流センターに賑わいの創出を～



越前町地域交流センター “ニジハコ”



チャレンジカフェ

賑わいの創出をテーマに新たな一歩を踏み出す飲食起業者を応援するカフェ空間



あなたのお店ここからはじめてみませんか

越前町では、賑わいの創出を図ると同時に、越前町地域交流センター “ニジハコ” の一部を「チャレンジカフェ」として「飲食を販売できる場」を提供することで、飲食業での企業を目指す方を応援する取り組みを始めます。

「チャレンジカフェ」は、本格的に飲食業をオープンする前に、実践してみる、試してみる、お客様（顧客）づくりにチャレンジできる空間です。

自分で作ったこだわりのお料理やドリンク、スイーツ等をたくさんの方に味わってほしい、いつか自分でお店を開きたい、などの夢をお持ちの方は、「チャレンジカフェ」で、お店づくりのプロセスやオペレーションを実践していただき、本格的な起業前のトレーニング、テストマーケティングを学ぶことで、起業準備につなげることができます。

新たな一歩を、越前町地域交流センターのチャレンジカフェで踏み出す方を募集します。



《チャレンジカフェの魅力》

- 設備投資等の初期費用なしで、低リスクで飲食店営業に挑戦できます。
- 実際に作ったお料理やドリンク、スイーツ等を提供、販売することができます。
- お店づくりのプロセスやオペレーションを実践できるので、将来自分のお店をオープンするときにその経験を活かすことができます。
- お客様（顧客）ニーズの把握や、お客様（ファン）づくりができます。

1 使用形態

地方自治法第238条の4第7項及び越前町地域交流センター設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定に基づき、チャレンジカフェを使用してカフェ経営を使用とする方に、その使用を許可します。

【使用財産】	所在地	丹生郡越前町西田中第8号27番地1
	名称	越前町地域交流センター <ニジハコ>
	使用場所	チャレンジカフェ
【使用可能時間】		9時から21時まで
【休館日】		年未年始（12月29日から翌年1月3日までの日）

2 施設概要

客席：12席（カウンター6席、テーブル6席） ※席の増設は相談可
面積：16.58㎡（カフェ：8.93㎡、厨房：7.65㎡）

3 設備

カフェ：テーブル3台、イス12脚、手洗い水栓

厨房：電磁調理器（IHクッキングヒーター 3口）製氷機、冷凍冷蔵庫、冷蔵ショーケース、オープンレンジ、水切付二層シンク、一層シンク、小型電気温水器ほか

※詳細、その他備品等は、資料集「1階厨房設備図」、「チャレンジカフェ写真」等をご覧ください。ほか、内覧の際にご確認ください。

4 カフェでできること

- カフェ経営
- 料理やスイーツの試作・開発・調理・販売
- 試食会等イベントの開催 など

※カフェ経営は必須とします。酒類の提供、販売はできません。

5 使用期間（プラン）

原則3か月間（使用期間に応じて、次のプランがあります。）

プラン	使用期間
プラン①	令和7年10月1日（水）～令和7年12月31日（水）
プラン②	令和8年 1月1日（木）～令和8年 3月31日（火）
プラン③	令和8年 4月1日（水）～令和8年 6月30日（火）
プラン④	令和8年 7月1日（水）～令和8年 9月30日（水）
プラン⑤	令和8年10月1日（木）～令和8年12月31日（木）
プラン⑥	令和9年 1月1日（金）～令和9年 3月31日（水）

- プラン①は、令和7年9月22日（月）～令和7年9月30日（火）をプレ期間として使用できます。（開店準備期間は要相談）
- 使用期間には、開店準備及び原状回復に要する期間を含みます。
- プラン（使用枠）に空きがある場合、直前の使用者にあっては延長使用を、直後の使用者にあっては、早期使用を申請することができます。なお、延長使用及び早期使用に伴う使用料は、通常どおりのご負担になります。
- 新規使用者を優先しますが、プラン（使用枠）に空きがあれば、何度でもチャレンジできます。（要相談）
- 延長使用及び早期使用並びに再チャレンジの可否については、空きプランの始期の属する月の2か月前の月の初日の時点で、判断します。

※応募状況等に応じて、チャレンジカフェの使用期間を延長、縮小する場合があります。

※使用期間（始期、終期）については、休館日（年末年始）を反映しておりません。実際にご使用の場合は、ご注意ください。

6 使用料

月額40,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

- 越前町が発行する納入通知書により、その月分の使用料を指定する期日までに納付してください。

※プラン①のプレ使用期間に係る使用料は、免除します。

7 必要経費

カフェ経営に必要な経費は、別途、経営者負担になります。

詳しくは、各種ご案内「2 カフェ経営者の必要経費」をご覧ください。

8 応募資格

調理師免許または食品衛生責任者資格を取得していること。

原則、町内に住所を有する個人・法人とする。

※原則、創業、第2創業の飲食事業者とします。

9 応募方法

◎申し込み

越前町地域交流センター チャレンジカフェ使用者募集申込書【別紙】でお申し込みください。

申込み期間：令和7年8月1日（金）から令和7年8月29日（金）まで

※直接来庁の上、申し込むこともできます。

※プラン（使用枠）に空きがある場合は、申込期間を延長できますが、先着順とします。

◎プラン（使用枠）の決定

越前町からプラン（使用枠）の決定を連絡します。なお、1つの使用枠（プラン）に複数の応募があった場合は、抽選で決定します。申込期間を延長した場合は、先着順とします。

抽選となる場合は、9月1日（月）に連絡しますので、申込者（代理可）は、抽選日に越前町役場企画振興課にお越しください。なお、時間までに来庁されなかった場合は、失格とします。

当日、ご都合が悪い場合は、越前町職員が代行しますので、事前にご連絡ください。

抽選日：令和7年9月5日（金）10時

抽選場所：越前町役場 2階 会議室5

◎提出書類

プラン（使用枠）決定の連絡を受けられた方は、連絡受理後、原則、2か月以内に（プラン①は速やかに）事前連絡のうえ、以下の必要書類を用意した後、直接持参してください。なお、越前町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

① 越前町地域交流センターチャレンジカフェ使用許可申請書（申請印を押印）【様式1】

② 履歴書【様式2】

③ 納税証明書（市町村民税に関する納税証明書（個人・法人））
（提出時点において、発行の日から3か月以内のものに限る。）

④ 住民票の写し（申請者個人のもの（抄本））

⑤ 印鑑登録証明書（申請印（個人）・法人）

⑥ 営業許可書（写し）

⑦ 食品衛生責任者資格書（写し）又は調理師免許（写し）
（法人の場合は、上記のほか次の書類を求める場合があります。）

⑧ 損益計算書（申込の日の属する事業年度の直近3事業年度）

⑨ 登記に関する全部事項証明書または登記簿謄本

⑩ 資本金額が明示されている書類

◎提出場所

越前町役場 企画振興課

(丹生郡越前町西田中第13号5番地1 越前町役場2階)

電話番号：0778-34-8702

◎提出書類の受付期間

令和7年9月5日(金)～

8時30分～17時15分(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

※応募状況等に応じて、チャレンジカフェの使用期間を延長、縮小する場合があります。

10 使用許可

提出書類の内容を審査した結果、適当と認められた場合、必要な条件を付して使用許可書を発行します。

不足書類や記入不備など、申請を補正するために要する期間を除き、通常で約2週間程度かかります。

提出書類の精査にご協力ください。

11 使用許可までの流れ



※ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

※内覧をご希望の場合は、お申し出ください、日程を調整します。

1 越前町地域交流センターの概要

◎施設概要

所在地	丹生郡越前町西田中第8号27番地1
敷地面積	1,403.62㎡（駐車場含まない）
延床面積	1,351.17㎡
構造規模	鉄骨造 地上2階建
主な施設	みんなのホール（キッズコーナー）、ワークルーム、まちのチャリ、大会議室、会議室1～2、ワークコーナー、ホール 交流センター・朝日地域コミュニティ運営委員会事務室、越前町商工会（朝日支所）、西田中区事務室
駐車台数	普通自動車44台 ※障がい者用駐車場3台含む。 ※近隣施設の越前町社会福祉協議会と併用
供用開始	令和7年9月22日（月）
開館時間	8時30分から22時まで
休館日	年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）

◎チャレンジカフェの詳細

- 詳細については、資料集「平面図」等を参照してください。
- カフェには、専用の出入口がありません。また、開館時間外の出入りはできません。
- カフェ経営者の搬入車両（普通車1台を想定）については、新庄山車会館南側の屋外スペースを利用できます。
- カフェ経営者のご負担で、店舗の看板等を交流センター内に設置することはできますが、看板等の意匠図等をあらかじめ提出した上で、管理者との協議が必要になります。

2 カフェ経営者の必要経費等

◎光熱水費

カフェ経営に必要な光熱水費（電気料・上下水道料）は、月額使用料に含むものとします。

◎通信費

固定電話やインターネット回線が必要な場合は、カフェ経営者が直接契約してください。

※施設には、フリーWi-Fiを整備しています。

◎廃棄物処理費

厨房、カフェで発生したごみは、カフェ経営者が持ち帰る、または直接、産業廃棄物処理業者と契約する等、適正に処分してください。

◎各種消耗品費

調理道具及び消耗品（調理用品や食器等）等はカフェ経営者が購入し、設置してください。使用期間終了後は、購入した物を撤去してください。

◎設備・備品の管理

- ① カフェ経営者は、交流センターにある設備・備品（資料集「平面図」等参照）を使用することができます。
- ② カフェ、厨房の設備、備品等の維持管理に際しては、安全確保に万全を期すとともに、善良な管理者の注意をもって適正に行ってください。
- ③ カフェ経営者は、原則として交流センターにある設備や備品等の原状を変更できません。
ただし、サービス向上等に資するための改良と管理者が承認した場合は、カフェ経営者の負担で変更することができます。
- ④ 設備・備品等は、避難経路に、設置できません。

◎保守点検業務

カフェ経営者が設置した設備等の法定点検等は、カフェ経営者の負担で実施してください。

※チャレンジカフェについては、施設清掃業者（委託業者）が、床面清掃及びワックス掛け、ガラス清掃、害虫駆除、グリストラップ清掃を行います。使用期間中、作業日が該当する場合は、事前にご連絡します。なお、使用期間中、グリストラップにつまり等が生じた場合は、カフェ経営者に清掃をお願いする場合があります。

3 経営にあたっての注意事項

◎チャレンジカフェにおける飲食物の提供及び管理運営

開館日は原則、店舗営業を行い、飲食物の提供にご協力ください。また、営業に伴うカフェの管理運営として、次の点に留意してください。

- ① 交流センターにふさわしい飲食物をメニューとすること。
- ② 飲食物の提供については、来館者や利用者ニーズを踏まえ、必要なサービス提供とその対応を行うこと。
- ③ 基本となる営業時間を設定すること。また、交流センターを利用したイベント開催時は、実施状況に応じて、営業時間の延長に協力すること。
- ④ 提供するメニュー及び料金については、一般市場価格を参考にカフェ経営者が定めること。
- ⑤ 館内や周辺環境に影響を与える臭い、音、照明等に十分配慮すること。
- ⑥ カフェ内で音楽・映像を使用する場合は、事前に管理者と協議し、著作権法を遵守するとともに、必要に応じて関係機関へ届出を行うこと。また、その際の費用は、カフェ経営者が負担すること。なお、カフェ専用の音響設備はないため、必要な機器類はカフェ経営者が準備すること。
- ⑦ カフェには、外部からの専用出入口がなく、休館日や開館時間外の出入りは出来ないため、夜間等における不法侵入防止等、カフェの保安管理に留意すること。

※開館時間外、休館日はALSOKと警備保障契約済

◎交流センターを活用して実施するイベント等への協力、連携

越前町または各種団体が交流センターを活用して実施するイベント等において、両者と連携・協力のもと、飲食物の提供をはじめ、積極的なイベント参加にご協力ください。

なお、イベント主催者が、キッチンカーや特産販売等を召集する場合があります。

◎飲食物のデリバリーサービス

施設利用者をはじめ、周辺地域住民等からの要望に応じ、飲食物のデリバリーサービスを提供することができます。

4 その他

- ・使用期間の終了にあたっては、管理者立会いのもと、現地確認を行います。
- ・ご不明な点がある場合は、越前町にご相談ください。

【問合せ】

越前町役場 企画振興課 〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中第13号5番地1

☎ 0778-34-8702 FAX 0778-34-1236

E-Mail kikaku@town.echizen.lg.jp URL <https://www.town.echizen.fukui.jp/>



資料集

- ◎平面図
- ◎1階厨房設備図
- ◎チャレンジカフェ写真



様式集

- ◎（別紙）越前町地域交流センター チャレンジカフェ使用者募集申込書
- ◎（様式1）越前町地域交流センターチャレンジカフェ使用許可申請書
- ◎（様式2）履歴書